

一般社団法人岩手県障がい者スポーツ協会関連事業
参加者各位

一般社団法人岩手県障がい者スポーツ協会
会 長 藤井 公博
(公 印 省 略)

平成 30 年度岩手県障がい者スポーツ協会主催及び関連事業への参加承諾について

標記事業への参加について下記の内容をご確認の上、別紙承諾書を提出いただきますようお願いいたします。

記

1 傷害・疾病等への対応について

標記事業につきましては、事故等のないように十分に留意して実施いたしますが、急激かつ偶然な外来の事故（*1）が発生した場合は応急処置を行い、その後の治療またはその負担並びに傷害・疾病等の結果、その他の賠償につきましては、傷害保険加入の適用範囲以外の責任は負えません。

競技別／区分	掛け金 (一回一名につき)	通院 (一日)	入院 (一日)	死亡
サッカー	106.8 円	1,000 円	2,000 円	100 万円
バスケット、陸上、フットベースボール	53.4 円	1,000 円	2,000 円	100 万円
上記以外の種目	18 円	2,000 円	3,000 円	200 万円

*1 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は含みません。

※上記の適用範囲以外にて補償等を希望される場合は個人での保険加入を推奨いたします。

2 送迎時の補償・責任について

標記事業参加時の交通手段については公共交通機関の利用やバス会社への委託を原則としておりますが、止むを得ず担当職員や指導者等の車両にて選手を送迎することがあります。運転につきましては、安全に十分に配慮いたしますが、万一事故が発生した場合の補償・責任につきましては、運転者に重大な過失がなく、注意義務を果たしていた場合には、前記の傷害保険及び運転者が加入している損害保険の範囲内とさせていただきます。

3 報道機関等による取材について

標記事業やその他に関連する事業については報道機関等による取材が想定され、選手の氏名、所属、障害区分等が公表される場合がありますのでご了解の上、ご参加ください。

4 選手への交通費の補助について

選手育成強化に係る事業費は、希望郷いわて大会終了後は縮小傾向となり、例年通りの交通費支給は困難な状況となっております。よって、予算の範囲内での支給となりますので、ご希望に添えないこともあることをご了解の上、補助を希望する方は承諾書の該当欄に必要事項をご記載ください。

支給となる場合の例は、以下のとおりです。

- (1) 選手が公共交通機関を利用する場合（タクシーは特例を除き、対象外とします）
- (2) 選手自身が自家用車を運転した場合の交通費（ただし、往復 50 km 以上の場合）